

**「日本国とインド共和国との間の包括的
経済連携協定」について**
(略称：日・インド包括的経済連携協定)

インドとの間で、貿易及び投資の自由化及び円滑化、自然人の移動、知的財産の保護等の分野における経済連携を強化するための法的枠組みについて定める。

1. 背景

2006年12月：日印EPA交渉の開始を決定

2010年10月：菅総理とシン首相との間で交渉の完了を確認

2011年 2月：前原外務大臣とシャルマ商工大臣により署名

2. 協定のポイント

- (1) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化する。
- (2) 投資の自由化を促進し、投資財産及び投資活動の保護を強化する。
- (3) 両締約国間の自然人の移動を円滑化する。
- (4) 知的財産の保護を促進する。
- (5) 各締約国におけるビジネス環境を整備する。
- (6) 緊密な協力のための枠組みを設定する。

3. 締結の意義

- (1) アジア第3位の経済規模を有し、近年著しい経済成長を続けるインドとの間でEPAを締結することにより、両国間の経済関係を一層強化し、ひいては日印関係全体の緊密化に資することが期待される。
- (2) また、インドは韓国とEPAを締結し、現在、EU、マレーシア等と交渉を行っており、我が国が、インドとの関係において他国に劣後しない貿易及び投資環境を確保することは重要である。